

ひがしどおり 議会だより

No. 9 2



艶やかに実る旬の味覚

～東通村の風景から～

目 次

議案審議結果・・・P2	一般質問・・・P4
委員会構成・・・P3	編集後記・・・P8

議案審議結果

議案は村提出のものや議員・委員会提出のものがあり、議員が質問等で議案内容への理解を深めた後、意思決定（可決・否決など）を行います。ここからは対象期間中に開催された議会の議案内容と結果をお知らせします。（対象期間：令和7年4月から6月まで）

《第2回臨時会(令和7年5月1日)》

村から提出された報告案件5件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
報告第3号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 令和6年度東通村一般会計補正予算（第16号）	東通村防災センター（オフサイトセンター部分）のフィルタ更新経費に係る補正
報告第4号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村税条例の一部を改正する条例	令和7年3月31日に改正法等が公布されたことに伴う条例改正
報告第5号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	国において減収補てん制度を規定する省令の一部が改正されたことに伴う条例改正
報告第6号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	同上
報告第7号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	同上

《第2回定例会(令和7年6月6日～13日)》

村から提案された報告案件3件、条例案件1件、補正予算案件3件、契約案件3件、その他案件1件の計11案件を審議しました。

議案番号	件 名	内 容
報告第8号 (承認)	令和6年度東通村一般会計継続費繰越計算書	（仮称）小田野沢地区多目的集会施設整備事業に係る繰越額を法の規定に基づき議会に報告するもの
報告第9号 (承認)	令和6年度東通村一般会計繰越明許費繰越計算書	地域密着型グループホーム開設事業ほか2事業に係る繰越明許費を法に基づき議会に報告するもの
報告第10号 (承認)	一般社団法人東通村産業振興公社経営状況報告書	5月30日の通常総会で承認された経営状況を法の規定に基づき議会に報告するもの
議案第24号 (原案可決)	東通村介護老人保健施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	同施設が収益改善を図るために行う、入所人員増員のために所用の改正を行うもの

（次ページに続く）

(続き)

議案番号	件 名	内 容
議案第25号 (原案可決)	令和7年度東通村一般会計補正予算(第1号)	人件費と以下の主な事業費を補正 旧入口小学校屋内運動場等の解体 撤去事業、定額減税補足給付金事 業、畜産資料展示館改修事業、道 路維持整備事業
議案第26号 (原案可決)	令和7年度東通村水道事業会計補正予算(第1号)	職員人事異動に伴う人件費の補正
議案第27号 (原案可決)	令和7年度東通村下水道事業会計補正予算(第1号)	同上
議案第28号 (原案可決)	防災行政用無線更新工事請負契約について	入札結果を踏まえた提案
議案第29号 (原案可決)	物品の購入について	小型動力ポンプ付積載車の購入 (岩屋地区に配備)
議案第30号 (原案可決)	物品の購入について	雪寒機械・除雪トラック 7トン級の購入
議案第31号 (原案可決)	公の施設の指定管理者の指定について	小田野沢地区「そでやま館」の指 定管理者を小田野沢部落会に指定 するための提案

常任委員会等の構成について

5月1日の臨時会において、以下のとおり委員会の構成員に変更がありました。

委員会	変更後	変更前
議会運営	◎渡部英夫 ○南川誠一 ・畑中能文 ・坂本信大 ・相内祥一 ・丹内俊範	◎南谷宏三 ○欠員 ・田村智和 ・相内祥一 ・渡部英夫 ・川村隆
総務企画常任	◎坂本信大 ○伊勢田勉 ・相内祥一 ・小笠原清春 ・南川誠一	◎南谷宏三 ○伊勢田勉 ・丹内俊範 ・欠員 ・南川誠一
産業建設常任	◎丹内俊範 ○渡部英夫 ・田村智和 ・伊勢田勉 ・吉田光男	◎欠員 ○田村智和 ・畑中能文 ・坂本信大 ・小笠原清春
教育民生常任	◎相内祥一 ○畑中能文 ・南谷宏三 ・川村隆 ・小笠原清春	◎渡部英夫 ○川村隆 ・相内祥一 ・丹内俊範 ・吉田光男
広報広聴特別	◎田村智和 ○川村隆 ・南谷宏三 ・相内祥一 ・渡部英夫 ・南川誠一	◎田村智和 ○欠員 ・南谷宏三 ・川村隆 ・相内祥一 ・小笠原清春
下北地域広域行政 事務組合議員	・南谷宏三 ・川村隆(新選出)	・南谷宏三 ・欠員

◎委員長 ○副委員長

一般質問は、議員が村政運営全般に関して、執行機関に疑問点を質問し答弁を求めるものです。今回は6月12日の本会議で3名（3番 田村議員、2番 坂本議員、4番 南谷議員 ※届出順）が登壇し、一般質問を行いました。

◆記載している質問と答弁は紙面構成及び可読性を考慮し要約で掲載しています。実際の発言や議事録とは異なる場合があります。

1

3番 田村 智和 物価高騰対策の現状及び今後について



【田村議員の質問】

現在、村民は、長期化する物価高騰の影響により、大変苦しい生活となっている。東通村としての物価高騰対策の現状及び今後について、お伺いする。

【畑中村長の答弁】

基本的な考え方は、原油・原材料価格の高騰は国際的な課題等として、まずは国において必要な対策を講ずるべきだと認識する。一方で、地方行政も地域住民や地元業者に対する影響を最小限に抑えるため、地域の実情に即した柔軟で的確な対応を行うことが重要であると常々認識している。令和5年度から様々な支援対策を実施したが、今年度は住民の生活を直接的に支援するため、定額減税補足給付金事業を本定例会に提案している。くわえて、今後さらに物価上昇が長期化する可能性や、国際情勢の変化による経済の不確実性も見据え、国の交付金等を最大限に活用し、必要に応じて迅速で効果的な対策を進める。また、保育料や学校給食費の完全無償化、18歳までの児童生徒の医療費無償化、高校スクールバスの運行などは、広い意味で物価高騰に対応しうる対策だと考えている。今後も、住民の暮らしと地域経済を守るため、丁寧で、きめ細かな支援策を必要に応じ講じる。



《解説》 定額減税とは？

一人あたり4万円（所得税から3万円、住民税から1万円）を控除する特別控除。物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない中で、国民の負担を和らげるために実施が決定され、2024年6月から始まった。なお、定額減税は2024年度限りの措置として国が実施したもの。



【田村議員の発言】

いまだ落ち着いた物価高騰の中で、村民一人一人が安心して生活できるよう、これまで以上の施策に期待したい。

2

2番 坂本 信大

ふるさと納税の実績状況と取り組みについて



【坂本議員の質問】

ふるさと納税は村の重要な収入財源だが、近年の寄附金の収入状況と、他の自治体への寄附状況を伺う。また、返礼品等の応募状況の内訳やその対応、そして、寄附額の増加に向けた取組について伺う。

【畑中村長の答弁】

ふるさと納税の寄附受入額は、制度開始当初は限定的だったが、返礼品の拡充やプロモーション活動の工夫を重ね、年々増加傾向にあり、特に昨年度は過去最高額となった。全国から幅広い年齢層の方々に支援をいただき、取組が一定の成果を上げたと認識する。圧倒的人気の返礼品は「ブルーベリー」で、寄附件数・金額ともに全体の8割以上を占め、高い評価とリピートをいただき、本村ふるさと納税の柱といえる。これは産業振興公社の買取額引き上げによる、農家への生産支援の成果といえる。ご寄附の中には最高で100万円にのぼる寄附も確認されている。

しかし、税収の流入増を図る一方、他自治体への寄附による税収の流出が課題となっている。令和6年度に本村住民が他自治体へ行った寄附件数は140件、金額で942万7千円分となり、実質的な歳入減として看過できない状況である。収入増を図ると同時に、税収流出の抑制に取り組む必要があると認識する。

今後は、制度理解の促進や、地元産品の魅力再発見につなげる情報発信、村内在住者に選ばれる返礼品づくりを進め、地域内経済循環の強化を目指す。その上で、返礼品の更なる充実や新規開発、情報発信の強化、村内事業者との連携促進、そして業務効率化を通じ、ふるさと納税制度を生かした安定的な財源確保と地域活性化を図る。さらに、税収増にとどまらず、これまで同様「関係人口」の創出・拡大に取り組む。その一環として、村出身等であり、現在は東京都内などの都市部在住の方々を対象とした「(仮称)東京東通会」を、今年度中に立ち上げることで、ふるさと納税の一時的な支援にくわえ、継続的で、つながりを育む仕組みとして構築したい。会員に対し、村の現状や魅力、今後の取組を発信することで、発信力を強化し、村への愛着や関与意識の向上を図る。また、将来的には地域イベントや特産品開発への協力、移住や二地域居住への関心喚起といった関わりにも大いに期待している。ふるさと納税制度を一つの入口としながら、税収確保とともに「人のつながり」を重視した取組を展開することで、持続可能な地域づくりを目指す。

(次ページへ続く)



《解説》 プロモーションとは？

プロモーションはマーケティングの一部。商品の販売促進を目的とするもので、宣伝活動や売り込みを意味する。プロモーションは宣伝広告やキャンペーンにより、製品やサービスの販売活動を促進する活動なのに対して、PRはプロモーションの一種で顧客との双方向なコミュニケーションにより、持続的な信頼関係の構築を目指す活動を意味する。

《解説》 二地域居住とは？

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。例えば、平日は都市部で暮らし、仕事をして、週末などの休みを活用して地方部で趣味などのゆとりある生活を過ごすことが考えられる。

（続き）

ふるさと納税制度は、単なる財源確保にとどまらず、食や伝統芸能など、地域の魅力を全国に発信する大きなチャンスであり、村の発展に大きく寄与するものだと期待している。本制度を最大限活用し、持続可能なむらづくりに資するよう努める。



【坂本議員の再質問】

ふるさと納税寄附額の増加には、魅力的な返礼品の充実と、寄附者が納得する寄附金の使い方をした村づくりが必要だと思う。そこで、村の寄附金申込書には、寄附金の使い道について、教育の充実に関する事業や地場産業の振興に関する事業等、5項目の事業から選択ができ、指定がない場合は、村長が事業指定を行う、とある。寄附金額と事業内容の実績を項目別に伺いたい。

【企画課長の答弁】

「教育の充実に関する事業」は4,130万3千円であり、村費負担教諭及び講師配置事業及びスポーツ大会等実行委員会運営事業及び学生応援一時給付金事業等に活用している。

次に「医療および福祉の充実に関する事業」は1,487万7千円であり、こども園ひがしどおり無償化事業及び診療所の直流電源装置用蓄電池更新事業及びこども・乳幼児・ひとり親医療費給付事業等に使われる。

次に「自然公園および地域景観の保全ならびに寒立馬の保護に関する事業」は1,182万9千円を使っており、内訳は、国定公園尻屋崎管理事業及び猿ヶ森自然公園管理事業、下北半島ジオパーク推進事業、寒立馬保護対策事業。

次に「地場産業の振興に関する事業」に、1,388万5千円を使っており、内訳は、村内漁協整備事業、漁業共済掛金補助事業、畜産資料館展示改修事業等。

次に「文化財および伝統芸能の保全に関する事業」に、339万4千円を使っており、内訳は、民俗資料展示館運営事業、郷土芸能保存連合会補助、社会教育関係団体運営費補助、社会教育指導員配置事業等。

その他の指定なしの部分については、7,336万2千円を使っている。



《解説》 ふるさと納税の使途

当村では寄附金の使い道を寄附者が選択できるようにしており、その内容は以下のとおり。

- ・教育の充実に関する事業
- ・医療および福祉の充実に関する事業
- ・自然公園および地域景観の保全ならびに寒立馬の保護に関する事業
- ・地場産業の振興に関する事業
- ・文化財および伝統芸能の保全に関する事業
- ・指定しない場合は自治体へ一任。



【坂本議員の発言】

村のホームページ上には、2023年度までのふるさと納税の寄附件数と寄附額が載っていたが、寄附金の使い道や実績状況の報告などは載っていなかった。今後も寄附者に対する情報開示も含めて取り組んでいただきたいと思います。

3

4番 南谷 宏三

東通村における養殖事業の実現可能性について



【南谷議員の質問】

現在、村内では、漁業者のなり手不足や漁獲高の低迷が深刻化している。持続可能な漁業を維持するためには、稼げる養殖事業が必要だと考える。昨年度の議員視察で北海道神恵内村のウニ養殖を視察したところ、村内でも、漁船漁業に代わる事業の一つとして有益だと考えている。今後、同様の事例を参考にし、海面養殖、陸上養殖等の可能性調査や具体的な事業化を進めていただきたいが、現在の村の方針、考えを伺いたい。

【畑中村長の答弁】

まず、県内の養殖事業は、令和6年の青森県の海面漁業に関する調査結果では、主にホタテガイとニジマス、海峡サーモンと青森サーモンが行われ、そのほか、コンブやワカメなどの海藻類も多少行われている。ホタテガイは、外ヶ浜町・蓬田村・青森市・平内町・野辺地町・横浜町、むつ市の7市町村で、いずれも漁協事業で行われている。一方で、ニジマスは、深浦町・今別町、外ヶ浜町で「日本サーモンファーム株式会社」が「むつ市」で「北彩漁業生産組合」と漁協とは別の企業や組織を形成し行っている。漁獲量及び漁獲金額はホタテガイが3万1,255トンの81億8,600万円、ニジマスが2,407トンの12億9,000万円であり、青森県全体と比較すると、ホタテガイは、全体の99%以上を占め、養殖業全体の93%、青森県総漁獲量の26%となっている。ニジマスは100%が養殖事業であり、養殖業全体の7%、青森県総漁獲量の2%であり、養殖業全体では、青森県全体の漁獲量の約28%を占める。また、昨年12月には八戸市の「八戸みなと漁協」と「市川漁協」で、先月は「青森市漁協」がカキの試験養殖を始めたと新聞や報道等で取り上げたと同っている。

次に東通村では、養殖事業とは異なるが、平成15年のサケの漁獲量が著しく減ったことで、稚魚放流数増大等を目的に、漁港内で3週間程度給餌してから放流する海中飼育の検討がなされ、平成16年度から数漁協で順次試験が行われた。平成19年にはさらに5漁協を加え、大畑町及び関根浜漁協で「下北サケ海中飼育事業推進連絡協議会」を設立し、平成20年以降は川内町漁協ほか2漁協を加え、海中飼育が行われたが、令和3年度を最後に、サケの回帰率が低下したため、河川遡上親魚の確保をし、河川放流を優先する考えから、令和4年度以降の事業を中止している。

また、村では、青森県さけます増殖流通振興協会の海産親魚の買取価格と市場価格との差額を補填し、漁業者が安心して海産親魚を提供できる環境をつくり、稚魚放流数を増大し、資源（次ページへ続く）



《解説》 水産業の諸問題

資源水準の低迷、川下主導の価格形成への変化や輸入の増加等に加え、国産水産物の販売競争力の低下、消費者の魚離れ、魚価の低迷といった問題も発生している。

《解説》 未利用魚とは？

水産物の流通过程において、魚体のサイズが不揃いであったり、漁獲量が少なくロットがまとまらないなどの理由で、非食用に回されたり、低い価格でしか評価されない「未利用魚」が発生している。

*8ページ【畑中村長の答弁】に記載の語句

（続き）

回復を図り、漁業経営を安定化することを目的とし「サケ増殖事業基金条例」を制定し、昨年度は346尾の海産親魚の提供を受けた。

養殖事業についての村の方針等は、昨年6月定例会での一般質問で答弁したとおり、これからの水産業の将来は、資源確保に努めることの重要性を認識しながら、養殖事業が支えていくと、新聞等で拝見しているとともに、一時的な経営安定ではなく、持続可能な体制の構築が不可欠であると認識している。

しかし、村内各漁業協同組合の事業計画等に養殖事業に対する記載はなく、村に対する具体的な要望等も承知していない。事業実施にあたり、村が検討整備を行ったとしても、事業主体の内発性を高め、実施することが必要であるため、これまでの行政主導でなく、漁業者と漁協が主体となった施策を進めたいと考える。今後は、東通村水産振興推進協議会との意見交換等を踏まえ、経営統合や事業統合を促進し、最終的には、漁協合併を視野に入れ、入札制度による魚価向上を図り、大半が処分対象となっていた未利用魚も、付加価値を付けて販売することが、漁業者の所得向上につながると考えているため、これまで同様、国・県の動向も注視し、漁業経営状況等の情報収集に努め、村の漁業の衰退を招くことがないよう取り組む所存である。



【南谷議員の発言】

漁業者のなり手不足には明確な理由がある。年々、漁獲量や水揚げ高が落ち、漁業に従事する家族はほとんど収入がない。高校を卒業した若者は、1か月の給料も手当もなく、漁業に見切りをつけ、跡を継がずに他市町村に仕事を見つけて行く。

驚いたことに現在、尻屋地区には、15歳から30歳までの若手漁師が一人しかおらず、漁業はそれだけ魅力がないものになっている。漁業の明るい未来を考えるのならば、養殖事業を一刻も早く計画し、水産業をもっと盛り上げていただきたい。

また、関連して、養殖事業と併せて、各地区の老朽化した加工施設を水産課などで視察いただきたいと思っている。

編集後記

今期は5月臨時会と第2回定例会が開かれ、村から提案された議案を慎重に審議しました。5月1日の臨時会において各委員会の構成が変更となりましたが、新体制移行後も各所管事項について慎重に審議してまいりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

定例会、臨時会は受付をしていただければ誰でも傍聴することができます。傍聴される場合は時間に余裕を持ってお越しください。

また、議会の内容については議事録の閲覧ができますので、ご希望の際は議会事務局（電話：33-2342）にご連絡ください。

東通村広報広聴特別委員会 委員長 田村智和 副委員長 川村隆
委 員 南谷宏三、相内祥一、渡部英夫、南川誠一